

平成 26 年 1 月 22 日

経済戦略局総務部総務課長代理以下、市従公園支部書記長との予備交涉及び事務折衝について

(局)

- ・スポーツ施設管理体制については、施設の管理運営に関する指定管理者への指導・監督・連絡調整、並びに施設の利用調整、要望・苦情対応など、行政としての責任のもと、本市が主体的に実施する必要がある業務のほか、指定管理者との連携を要する本市スポーツ事業の企画・運営・連絡調整業務など、スポーツ施設に関する総合的な施策・事業の実施に必要な業務全般を遂行する業務執行体制を平成 25 年度当初に構築したところであり、公権力の行使を伴う業務等の遂行に関しては、従事する業務を整理しながらも、行政職係長等のもとその権限と責任において最大限の役割を担うものとしたところです。
- ・スポーツ施設のうち、公園条例に基づいて設置されている施設については、これまで指定管理エリア内の許可事務等については各公園事務所で行っていましたが、平成 25 年度の組織再編に伴い、スポーツ施設は経済戦略局所管に、公園は建設局所管となったため、この間両局で事務の整理を行ってきたところです。
- ・公園条例施設以外のスポーツ施設における許可事務等については、従前より経済戦略局において事務を行っており、根拠法令は異なるものの、同種の手続きであるため、業務負担が過大にならないよう現行業務を一部軽減するなど、十分配慮したうえでスポーツ課の技能職員にその業務を担って頂きたいと考えております。なお、これら許可事務等については、従来どおり行政職係長等のもと、その権限と責任において、最大限の役割を担うものとしたいと考えております。

(支部)

- ・ただいま、スポーツ施設における許可事務等について提案を受けたところである。これら許可事務等については、スポーツ施設に関する総合的な施策・事業の実施に必要なものであると考えており、現行業務の一部軽減なども併せて実施されるということであることから、基本的に理解するものであるが、特定の職員に業務が偏ることのないよう十分配慮されたい。

(局)

- ・今回、提案している業務以外の分担や担当業務の実施時期を調整するなど、過大な負担とならないよう実施してまいります。
- ・勤務労働条件等に関する交渉事項が発生した場合には、時期を失することなく協議等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

(支部)

- ・現行業務の一部軽減や他の業務の分担、実施時期の調整など配慮されるとのことであるが、勤務労働条件や安全衛生に影響を及ぼすことがあれば、時期を失することなく労使協議を行うよう今一度申し上げる。